

銀山温泉バスの運賃改定に寄せられたご意見の概要及びご意見に対する市の考え方

1. 意見の募集期間
令和7年10月27日（月）から令和7年11月3日（月）まで
2. 提出されたご意見の件数
4件（意見者数1人）
3. 提出されたご意見の概要及びご意見に対する市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	運賃の改定は、通年実施なのか。 （R7/12/1~R8/3/31）までなのか。	（3）適用する期間に記載のとおり、令和7年12月1日から令和8年3月31日までの期間を予定しています。
2	運行時間と運賃の改定（案）変更後の時間の違いがあるのはどういう意図からか。	（1）路線の概要中、運行時間に記載のとおり、銀山温泉バスは従前より冬期間の運行時間を定めており、その運行時間は午前9時から午後6時までです。 この度の運賃改定については、適用する期間を令和7年12月1日から令和8年3月31日までと予定していますので、（2）運賃の改定（案）は冬期間の運行時間を基準としています。
3	運用基準の「乗車時点」はわかるが、時間ぎりぎりに乗車した人（例えば午前10時59分）と、ぎりぎりでも乗車できなかった人（例えば午前11時1分）との両方で不公平感は生まれないのか。	適用期間中のバスについては、大正ろまん館を毎時「00分/20分/40分」に発車予定とし、バス乗車口には、何分発のバスなのかを明示します。また、バス乗車場所付近に係員を配置することで、利用者にとってわかりやすい運用に努めます。
4	優先乗車の制限はしなくてよいのか。	「優先乗車ができる数を制限しなくてよいのか」という質問であると認識してお答えします。 優先乗車については、1便につき一定数の枠を設ける予定です。